

消防法施行令の一部を改正する政令等の概要

平成25年12月27日、消防法施行令の一部を改正する政令（平成25年政令第368号。以下「改正令」という。）他2法令が公布された。

資料1 対象火気器具等の取扱いに関する条例制定基準の見直しについて

平成25年8月15日、京都府福知山市の花火大会会場（河川敷）において火災が発生し、死者3名、負傷者56名を出す惨事となった。

これを受け、消防庁では「屋外イベント会場等火災対策検討部会」を設置して、今後の屋外イベントにおける火災対策を検討してきた。

現行の規制体系

【火気器具の取扱いに関する規制】（消防法第9条、消防法施行令第5条の2第1項）

- 可燃物との間に火災予防上安全な距離を保つこと
- 周囲の整理及び清掃に努める等の適切な管理を行うこと等

【少量危険物の取扱いに関する技術上の基準】（条例（例）第30条）

- 危険物を取り扱う場所においては、みだりに火気を使用しないこと
- 危険物を取り扱う場合においては、当該危険物が飛散しないよう必要な措置を講ずること等

【消防吏員による措置命令】（消防法第3条）

屋外において火災の予防に危険であると認める場合、消火準備や物件の除去等を命ずることができる。

火気器具の取扱いに関する新たな規制の必要性

祭礼、縁日、花火大会、展示会等、多数の者が集合し、多数の火気器具が使用されるなど火災危険性が高いイベント会場において火災予防の徹底を図るためには、火気器具を使用する者に消火器の準備を義務付け、速やかな初期消火を可能にする必要がある。

資料2 スプリンクラー設備に関する基準の見直し等について

平成25年2月8日、長崎市の認知症高齢者グループホームにおいて火災が発生し、死者5名、負傷者7名を出す惨事となった。

これを受け、消防庁では「認知症高齢者グループホーム火災対策検討部会」、「障害者施設等火災対策検討部会」を設置して、避難が困難な者が主として入所する社会福祉施設等における火災対策について検討を行った。

火災被害拡大の原因・今後の課題

- 初期消火やグループホーム職員からの火災通報がなされていない等、防火管理者側の初期対応が適切になされなかった。
- 延べ面積275㎡未満の施設のためスプリンクラー設備の設置義務はなく、実際に設置されていなかったことから、火災の抑制ができなかった。

改正の考え方・必要な対策

- 避難が困難な者が主として入所する施設については、避難時間を確保するために延焼を抑制する必要があることから、延べ面積に関わらずスプリンクラー設備を設置することとする。
- ただし、「介助がなければ避難できない者」が主として入所する施設に該当しないもの、又は、防火区画や内装不燃等の「火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造」を有する施設については、スプリンクラー設備を設置することを要しない。
- 併せて、消防機関へ通報する火災報知設備と自動火災報知設備の連動を義務付けることで、消防機関への迅速な通報を可能にするとともに、通報に係る職員の負担を軽減し、速やかな避難誘導を可能にする必要がある。

資料3 自動火災報知設備に関する基準の見直し等について

平成24年5月13日、広島県福山市のホテル「ホテルプリンス」において火災が発生し、死者7名、負傷者3名を出す惨事となった。

これを受け、消防庁では「ホテル火災対策検討部会」を設置して、ホテル等における火災対策について検討を行ってきた。

被害拡大の原因・今後の課題

○延べ面積300㎡未満の施設について、屋外に到達するまでの避難に要する距離が短いため、自動火災報知設備による火災の早期覚知がなくとも避難できるものと考えられてきたが、特に夜間の就寝時間帯における火災被害の拡大危険性が高くなっている。

○一般住宅については、平成16年の消防法改正により、規模の大小を問わず就寝の用に供する施設への住宅用防災機器の設置が義務付けられているところ、就寝の用に供する300㎡未満のホテル・旅館、診療所、社会福祉施設等については警報設備の設置義務はなく、制度的不均衡が生じている。



改正の考え方・必要な対策

○利用者を入居させ、又は宿泊させるホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等については、延べ面積に関わらず自動火災報知設備を設置することを義務付け、火災被害の低減と設置基準の均衡を図ることとする。

○ただし、上記施設については、新たに「特定小規模施設」に位置付けることとし、設置等が容易で費用負担も比較的少ない特定小規模用自動火災報知設備の設置を可能とする。